

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
..... (法制文書課) 1
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
..... (情報政策課) 1

規 則

北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年 7 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第59号

北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第43号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成29年 7 月18日とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年 7 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第60号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第11号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成29年 7 月18日とする。